

第1 交通安全施設の整備

1 交通安全施設の整備の重点

交通安全施設の整備については、社会資本整備重点計画法の施行により、5年を一期とした国の重点計画が作成されたことを受け、

- ・歩行者等の安全通行の確保
- ・幹線道路における交通の安全と円滑の確保
- ・IT化の推進による安全で快適な道路交通環境の推進

を重点施策とし、アウトカム（成果）目標に比重を置いた『特定交通安全施設等整備計画』を策定、あんしん歩行エリア対策、ルート対策、ポイント対策の交通事故危険箇所対策等を中心に総合的、かつ効果的な整備を実施した。

信号機の設置

交通事故多発等の危険交差点を重点に、信号機を設置するとともに、あんしん歩行エリアの4地区（水戸、日立、土浦、古河）のうち3地区に3基を、ポイント対策として1基を設置した。

信号機の高度化改良

交通安全と円滑を図るために、鹿嶋ミニセンターの整備拡充に合わせての地域制御エリアの拡大、つくば・牛久地区の信号機の地域制御化を図るとともに、幹線道路に設置された信号機の感応化及び多現示化等の高度化改良を実施した。

あんしん歩行エリアには信号機の歩車分離化、高齢者用感応信号機、音響式視覚障害者用付加装置等21基を重点的に整備したほか、車両用、歩行者用の信号灯器337灯をLED化し、視認性の向上を図った。

また、ルート対策として押ボタン式信号4箇所を点滅運用したほか、ポイント対策として高度化改良1基、青時間の運用見直し5基を実施した。

道路標識標示の整備

見やすく分かりやすい道路標識にするため、視認性を高める自発光式の整備や大型化、可変化を図る規制の見直しを行い、合理化、簡素化を実施し、併せて老朽化した標識の計画的更新、破損した標識の早期補修等の整備を推進したほか、道路標示についても摩耗消滅している箇所の塗り替えを実施して、視認性の向上を図った。。

また、あんしん歩行エリア対策では、照明付横断歩道標識や高輝度路側標識など243本を、ルート対策では視線誘導標示（ドットマーク）2.5kmを整備し、交通事故防止を図った。

光ビーコンの整備

カーナビ等による一般ドライバーへのリアルタイムな交通情報提供の充実を図るため、光ビーコンの整備を推進し、うち10基をあんしん歩行エリア内に設置した。

2 交通安全施設等整備状況

			平成15年中 整備数	平成15年12月末 現在数
信号機	新設	全感応式		36基
		半感応式	38基	2,314基
		定周期式	45基	1,851基
		押ボタン式	22基	957基
		その他	5基	122基
	計		110基	5,280基
	改良	全感応化	1基	
		半感応化	29基	
		速度感応化		
		プログラム多段化	25基	
		押しボタン化	30基	
		閑散時半感応化	5基	
		多現示化	14基	
		弱者対策用信号機	47基	
		歩行者用灯器増灯	460灯	
		車両用灯器増灯	235灯	
	系統化	地域制御	38基	1,147基
		路線自動		54基
		多段系統	18基	485基
高速走行抑止システム				5基
交通監視用テレビ			1台	31台
光ビコーン			70基	576基
交情報 通板	フリーボタン式	1基	20基	
	セミフリーボタン式		15基	
	小型文字他	1基	26基	
道路標識	可変式	集中制御	5本	67本
		単独灯火式	3本	66本
		単独反射式	4本	84本
		路側式	23本	289本
	固定式	大型灯火式	38本	954本
		大型反射式	251本	5,205本
		路側式	4,104本	234,965本
道路標示	横断歩道	7,500本	30,783本	
	実線標示	300km	3,906km	
	図示標示	8,554箇	171,056箇	

第2 交通規制

1 交通規制の重点

平成15年中は、次のことを重点に交通規制を実施した。

(1) 交通事故防止のための交通規制

あんしん歩行エリア、ルート、ポイントの3対策を中心に、交差点での歩行者・自転車等の横断の確保、出会頭の交通事故防止等も視野に入れた交通規制の新設及び見直しを実施した。

(2) 総合的な交通規制の推進

道路の改良、交通流、量及び交通安全施設の整備状況等交通環境の変化を踏まえて交通規制の点検見直しを実施し、総合的な交通規制の推進を図った。

交通規制の実施状況は、次表のとおりである。

2 交通規制実施状況

規制種別		交通規制実施状況					
		平成15年12月末		平成14年12月末		増減	
		区間 (箇所・本)	延長 (km)	区間 (箇所・本)	延長 (km)	区間 (箇所・本)	距離 (km)
横断歩道		30,783		30,077		+706	
自転車横断帯		6,223		5,815		+408	
通行禁止	大型車	770	741.0	767	737.6	+3	+3.4
	二輪車	11	30.6	11	30.5		+0.1
	その他	122	149.9	68	83.5	+54	+66.4
歩行者用道路		435	149.3	434	152.8	+1	-3.5
一方通行		1,053	264.6	1,023	258.6	+30	+6.0
車両進入禁止		102		102			
指定方向外進行禁止		4,370		4,288		+82	
斜め横断可		5		5			
歩行者の横断禁止		7	8.1	7	8.1		
追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止		1,007	3009.7	985	2961.9	+22	+47.8
追越し禁止場所		28	43.8	26	43.1	+2	+0.7
普通自転車の歩道通行可	片側	220	380.5	215	371.3	+5	+9.2
	両側	1,158	1646.5	1,144	1619.6	+14	+26.9
普通自転車の歩道通行部分		4	15.9	4	15.9		
普通自転車の交差点進入禁止		49		49			
最高速度	100キ口	2	18.8	2	18.8		
	80キ口	18	91.7	18	91.7		
	70キ口						
	60キ口	5	1.9	5	1.9		
	50キ口	677	1877.8	662	1836.2	+15	+41.6
	40キ口	1,881	3014.5	1,874	3010.9	+7	+3.6
	30キ口	1,109	880.1	1,108	880.1	+1	
	20キ口	1	0.1	1	0.1		

規 制 種 別		交 通 規 制 実 施 状 況					
		平成 15 年 12 月 末		平成 14 年 12 月 末		増 減	
		区 間	延 長	区 間	延 長	区 間	距 離
		(箇所・本)	(km)	(箇所・本)	(km)	(箇所・本)	(km)
踏 切 道 の 止 通 行 禁 止	大 型 車	166		165		+1	
	二輪の自動車 以外の自動車	113		114		-1	
	車 両	22		22			
	そ の 他	1		1			
車 両 の 横 断 禁 止		7	6.0	7	6.0		
転 回 の 禁 止		25	52.2	25	52.2		
右 左 折 の 方 法		370		371		-1	
原付車の右折方法（二段階）		120		120			
原付車の右折方法（小回り）		224		224			
優 先 道 路		6	0.6	6	0.6		
徐 行		38	7.0	38	7.0		
一 時 停 止		54,407		53,819		+588	
駐 停 車 禁 止	片 側	14	6.6	6	3.5	+8	+3.1
	両 側	149	210.0	142	198.1	+7	+11.9
駐 車 禁 止	片 側	42	9.0	35	7.2	+7	+1.8
	両 側	3,914	5580.8	3,862	5532.2	+52	+48.6
停 車 の 方 法		2	0.1	2	0.1		
時 間 制 限 駐 車 区 間				22	2.7	-22	-2.7
警 笛 鳴 ら せ		1	11.0	1	11.0		
駐 停 車 禁 止 帯 路 側	片 側	92	31.3	92	31.3		
	両 側	24	15.2	24	15.2		
歩 行 者 用 帯 路 側	片 側	33	8.0	33	8.0		
	両 側	4	0.6	4	0.6		
停 止 禁 止 部 分		105		98		+7	
進 路 変 更 禁 止 等		4,798	159.7	230	12.1	+4,568	+147.6
パ ー キ ン グ ・ チ ケ ッ ト 発 給 設 備 の 設 置				52		-52	
車 両 通 行 帯		628	417.1	418	409.4	+210	+7.7
専 用 通 行 帯		9	17.7	9	17.7		
立 入 禁 止 部 分		32	8.9	32	8.9		
最 低 速 度		2	19.3	2	19.3		
特定の種類の車両の通行区分		2	132.3	2	132.3		

第3 交通安全施設等整備事業費の推移

交通安全施設等整備事業の事業費については、昨今の厳しい財政事情を反映し、年々縮小を余儀なくされている。そのため、限られた予算でいかに効果的な事業を推進するかが課題である。

(単位：千円)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
信号機関係	996,830	1,186,871	1,005,603	1,093,905	1,153,592	1,001,072	718,407	889,058	738,056	830,718
交通管制関係	411,090	523,090	536,529	727,055	1,455,091	1,558,769	905,770	280,202	266,926	273,652
標識標示関係	1,595,660	1,830,461	1,673,306	1,947,487	1,940,005	1,573,659	1,289,590	1,216,876	1,032,027	818,218
計	3,003,580	3,540,422	3,215,438	3,768,447	4,548,688	4,133,500	2,913,767	2,386,136	2,037,009	1,922,588
指数	100	118	107	125	151	138	97	79	68	64

指数は平成6年を100とした。

第4 総合的な駐車対策の推進

1 駐車対策の重点

平成15年中は、次のことを重点に駐車対策を推進した。

(1) 駐車マナーアップ対策の推進

関係機関・団体等と連携し、街頭キャンペーン、各種広報媒体を活用した広報・啓発活動、合同パトロールの実施等を推進した。

(2) 違法駐車防止条例制定の推進

都市部等における違法駐車を防止するため、関係機関・団体等が連携して推進する「違法駐車防止条例」の早期制定を各自治体に働きかけた。現在まで3市5町が制定されている。